

令和4年度ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業 (サイエンスパーク出展・ものづくり現場見学等) 委託業務処理要領

1 目的

この要領は、委託者が受託者に委託するものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業(サイエンスパーク出展・ものづくり現場見学等) 委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

人口減少や若者の道外流出等による技術者等の不足といった課題を抱える、ものづくり産業(製造業。ただし食品工業を除く。)の人材確保・育成を図るため、小学生を対象とした「2022 サイエンスパーク」への出展や、高校生等を対象とした工場見学バスツアー・出前授業などを通じて、自動車関連をはじめとするものづくりの魅力を伝えるとともに、EVなどの次世代自動車への理解を深め、ものづくり企業への関心を高める。

※食品工業：食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業の総称

3 業務内容

(1) 2022 サイエンスパーク出展

令和4年7月下旬に開催を予定している「2022 サイエンスパーク」において、以下を内容とする「北海道自動車・ものづくり産業ゾーン」を展開するため、企画・立案・諸調整・運営管理等を行う。なお、実施にあたっては、出展に賛同するものづくり関連企業等と連携して、道内ものづくり産業のPRを行うこと。

[出展ゾーン] 約95㎡×2ヶ所(想定)

[出展期間] 1日間(5～6時間)

[出展料] 受託者の負担はなし

[出展場所] 札幌駅前通地下歩行空間内 北2条広場[東西の2ゾーン](予定)

※当ゾーンの壁面モニターを使用する場合、申請及びコンテンツ作成は受託者が対応すること。

※本イベントは会場開催とオンライン開催を併用予定であるが、オンライン開催のみとならない限り、原則、当事業の出展は会場開催によること。

[出展内容] ① 小学生を対象としたものづくり体験

ものづくりへの理解促進を図るため、小学生を対象とした組立てキットなどによるものづくり体験を100名分用意し、実施する。なお、体験の所要時間は1時間以内とする。

※参考：前回会場開催時は、ソーラーカーキット組立体験を実施。

② 次世代自動車や自動運転等に関する展示等

次世代自動車や自動運転に関する技術進歩の歴史など、環境負荷軽減に資するものづくり産業について、小学生や保護者に広く理解してもらうためのパネル展示等を実施する。

③ その他ものづくり関連のPR

北海道のものづくり産業について、小学生を中心とした道民に広く理解してもらうとともに、ものづくり現場で働く魅力の発信などを通じ、次世代の人材育成に繋がるPRを実施する。

※参考：前回会場開催時はクイズラリーを実施。

※過去の開催内容については、北海道経済部産業振興局科学技術振興課ホームページに掲載。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kgs/sp/index.html>

[留意事項] 出展にあたり主催者から指示があった事項については、道と協議の上、適宜対応すること

(2) ものづくり現場見学の実施

高校生・高専生・大学生（以下、「高校生等」という。）がものづくり現場の魅力を体験できる工場見学バスツアーを実施する。

[参加対象] 新規学卒予定者を除く高校生等（教師・保護者を含む）

[参加校] 上川管内・胆振管内・オホーツク管内から各1校ずつ、計3校を選定する

[見学先] 参加校と同一管内又は近隣管内から、1校につき1社、計3社以上を選定する

[実施内容] 1校につき参加者1クラス又は40人程度、1社あたり約2時間を目安とする

[留意事項] 各学校において既に計画している工場見学は対象外とする

(3) 出前授業の実施

ものづくり企業の社員等が講師となり、高校生等にもものづくりの魅力ややりがいを伝える出前授業を実施する。

[参加対象] 新規学卒予定者を除く高校生等

[参加校] 石狩管内・十勝管内から各1校ずつ、計2校を選定する

[講師] 参加校と同一管内又は近隣管内に勤務するものづくり企業の社員又は役員を1校につき1社1名以上、計2社2名以上選定する

[実施内容] 1校につき参加者1クラス又は40人以上、1単位時間以上を目安とする

※(1)～(3)については、参加者へのアンケート（理解度・満足度など）を実施すること。

(4) ものづくり企業の魅力PR動画の作成及びPR

道内ものづくり企業に取材を行い、高校生等がものづくり企業を就職先として選択するきっかけとなるような、ものづくり企業の魅力をPRする動画を作成し、高校等におけるキャリア教育等を通じて高校生等に広く視聴されるよう、効果的にPRする。

[動画仕様] 約5分以内（1社あたり）の動画を6本作成

[取材企業] 次の①及び②に所在するものづくり企業から各3社ずつ、計6社を選定する

- ①石狩・後志・空知・胆振・日高（総合）振興局管内
- ②渡島・檜山・上川・留萌・宗谷・オホーツク・十勝・釧路・根室（総合）振興局管内

[動画内容] 若手社員へのインタビューを必須とする

※例（1社あたり）：

社長によるメッセージ（1分）、会社概要・生産現場の様子（2分）、若手社員へのインタビュー（2分）

[動画形式] MP4（出力サイズは1920×1080, 30pを基本とする）

[業務フロー] 受託者が動画を作成 → 道が動画を配信 → 受託者が動画をPR

[留意事項] ・ものづくり企業の選定にあたっては、輸送用機械製造業（自動車等）を2社程度含めることとし、また、業種が偏らないよう考慮すること

・インタビュー先の社員については、性別が偏らないよう考慮すること

※(1)～(4)の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講

じること。また、企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により、実施が困難となった場合の代案を含めること。なお、代案についても、仕様書に沿った内容とすること。

(5) 事業実施報告書の作成及び成果品の提出

① 事業実施報告書

上記(1)～(4)の業務に関する報告書(アンケートの結果も含む)：紙媒体1部及び電子媒体1部

※パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限：令和5年(2023年)2月28日(火)

② 成果品

上記(4)により作成した動画：DVD-R等1部

※提出期限：令和5年(2023年)1月31日(火)

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

- ・業務処理計画書(別記第1号様式)

5 実績報告等及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

ア 実績報告書(別記第2号様式)

イ 収支精算書(別記第3号様式)

ウ 成果品 DVD-R等1部

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

ア 概算払請求書(別記第4号様式)

イ 収支計画書(別記第5号様式)

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

(1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

(2) 再委託させることの合理的理由があるとき。

(3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。